

第 4259 号  (2-2)	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース  (2011年)平成23年 6月13日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 東日本大震災に係る損失計算

**Q**：東日本大震災により蒙った損失を計算してくれるシステムがあると聞きました。どんなものですか？

**A**：国税庁から公表された次のような計算システムです。

### 【解説】

国税庁は、さきごろ、東日本大震災で損害を受けた人の損失の額を計算するシステムを開発して公表しました。

震災で住宅や家財などに損害を受けた方は、①損害金額に基づき計算した金額を所得から控除する方法（雑損控除）と、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で、所得税の軽減又は免除を受けることができますが、この控除を適用するためには、被害を受けた住宅や家財、車両の損失額を計算する必要があります。国税庁から公表されたシステムは、画面の案内にしたがって入力していくと、損失額が計算できるようになっています。

用意する書類は、次のものです。

- ①被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの
- ②被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用などの分かるもの
- ③被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額が分かるもの
- ④市町村から交付された「り災証明書」

このシステムは、次で公表されています。

<https://www.keisan.nta.go.jp/shinsai/jsp/SHI00100.jsp>

